

臨時福祉給付金(経済対策分)のお知らせ

平成 26 年 4 月に実施した消費税率の引上げによる影響を緩和するため、所得の少ない方に対し、制度的な対応を行うまでの間の暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給します。

この給付金は、経済対策の一環として、平成 29 年 4 月から平成 31 年 9 月までの 2 年半分を一括して支給するものです。

◆基準日：平成 28 年 1 月 1 日

◆支給対象者・支給要件

次のすべての要件を満たす方が対象です。

1. 平成 28 年 1 月 1 日時点において、つくば市に住民登録がある方
2. 平成 28 年度分の市民税(均等割)が非課税の方

※住民税が非課税の方であっても、平成 28 年度分の住民税が課税されている方(別世帯の方、市外の方も含む)に税法上扶養されている方や平成 28 年 1 月 1 日時点において生活保護を受けている方は対象外です。

※DV被害者の方や児童福祉施設等に入所している児童で、他の市区町村から住民票を移さずにつくば市にお住まいの方については、つくば市で申請することができる場合がありますのでご相談ください。

◆支給額：対象者 1 人につき 15,000 円(1 回限り)

対象者の方に 15,000 円/

確認じゃ!臨時福祉給付金
(経済対策分)



申請方法

◆申請書(請求書)に必要事項を記入し、以下の提出書類と併せて同封の返信用封筒で郵送していただくか、社会福祉課まで直接お持ちください。

◆提出書類：①申請書(請求書)

②本人確認書類(申請者全員分の本人確認書類が必要です)

(運転免許証、健康保険証、外国人の方は在留カードなどのコピーのうちいずれか一つ)

③指定した口座が確認できる書類

(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人(カナ)が確認できる通帳やキャッシュカードのコピー)

※平成 28 年度臨時福祉給付金(1 人 3,000 円)が支給された方で、今回も同じ口座に振込を希望される方は不要です。

※扶養主がつくば市外に在住の場合は、扶養主の平成 28 年度分の住民税(均等割)が非課税である証明書が必要です。

◆申請期間：平成 29 年 9 月 29 日(金)まで(郵送の場合は、9/30 消印有効)

社会福祉課窓口受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分(土・日・祝日を除く)

出張受付窓口(下記の日程で受付窓口を開設します)

日(曜日)	地区	会場	受付時間
5月26日(金)	豊里	豊里交流センター	午前 10 時～午後 3 時
29日(月)	桜	桜総合体育館	
30日(火)	大穂	大穂保健センター	
31日(水)	筑波	市民ホールつくばね	
6月 1日(木)	谷田部	市民ホールやたべ	
2日(金)	荃崎	荃崎保健センター	



◆申請受付後、支給になるか否かを審査し、結果を通知いたします。(※結果の通知までに 2～3 ヶ月かかります。)

給付金の受取方法

◆支給が決定した場合には、申請書に記載された指定口座に入金いたします。

※金融機関口座をお持ちでない方など、振込による支給が困難な場合には、社会福祉課窓口にて現金で受け取ることができます。

ご注意

◆原則として、申請期間外の申請は受け付けられませんのでご注意ください。

◆市区町村や厚生労働省などが ATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。

問い合わせ先

◆申請方法に関するお問い合わせ つくば市保健福祉部社会福祉課

029-883-1111 (代表)

◆制度に関するお問い合わせ 厚生労働省給付金に関する専用ダイヤル

0570-037-192